十四　［略］
十五　［略］
十六　［略］

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第十三号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3　［略］

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第十条　［略］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第九号により作成するものとする。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　略］

九　出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十　金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ　標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポージャーについてＬＧＤ及びＥＡＤの自行推計値を用いない手法をいう。以下同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

［(1)・(2)　略］

ロ　［略］

［四～六　略］

七　出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1)　上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下この号、第十二条第四項第八号及び第十五条第四項第八号において「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2)　［略］

［ロ～ホ　略］

八　［略］

九　金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

十三　［同上］
十四　［同上］
十五　［同上］

2　前項第八号に掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第六号によりそれぞれ作成するものとする。

3　［同上］

（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）

第十条　［同上］

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

［一～八　同上］

九　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十　銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　［同上］

ロ　銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ　標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）

［(1)・(2)　同上］

ロ　［同上］

［四～六　同上］

七　銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1)　上場株式等エクスポージャー

(2)　［同上］

［ロ～ホ　同上］

八　［同上］

九　銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額